

## 静岡県富士・伊豆インバウンド誘客サポーター登録要領

### (1) 目的

業務上、海外との接点が多く、インバウンド誘客に影響力があると考えられる団体等のうち、本県観光の魅力訴求や認知度向上など本県が行う東部・伊豆地域（以下「当地域」という。）へのインバウンド誘客への協力を申し出る個人、法人、団体（以下「団体等」という。）を「静岡県富士・伊豆インバウンド誘客サポーター（以下「サポーター」という。）」として登録する。当該団体等の活動を通じ、当地域の認知度向上や魅力発信等を強化し、インバウンド誘客の促進を図ることを目的とする。

### (2) 要件・基準

観光を主たる事業としないが、(3)で定める事業を実施し、当地域の認知度向上等に寄与すると考えられる者で、当地域に活動拠点を有する団体等とし、規模は問わない。

### (3) サポーター事業

- ・ 訪日外国人観光客や海外関係者に対する各種媒体による当地域の魅力発信
- ・ 海外関係者が当地域に来訪する機会を捉えた観光案内やPR
- ・ その他当地域のインバウンド誘客促進に有益と考えられる事業

### (4) 応募方法

別に定める。

### (5) 登録

(4)の応募があった場合、県は内容を確認し、サポーターとして登録する際はその旨を通知する。

### (6) 登録期間

1年間とする。なお、前項による登録の日が年度の初日以外の日である場合は、当該年度の末日までとし、サポーターから辞退の申入れがない限り、翌年度以降も継続するものとする。

### (7) 県の支援等

活動に必要な経費は原則、サポーターの負担とする。ただし、活動に有効と考えられる資材等について、県は可能な範囲で提供することができる。

県は、サポーターをインバウンド誘客促進に積極的に取り組む団体等として県ホームページ等で公表するとともに、必要に応じて現地調査等により実施状況の確認を行う。

### (8) 欠格事項

次の各号に該当する団体等を除く。

- ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合
- ・ 法令違反や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている団体等

・次のアからキに該当する場合

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 団体等の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 団体等の役員等（団体等の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(9)登録の取消

(5)の登録の後、団体等が(8)に定める欠格事項に該当することとなった場合、あるいは欠格事項に該当することが判明した場合、県は登録を取り消すものとする。

(10)内容の変更

県は、本要領に定める内容について、必要に応じて変更することができる。

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。